

令和3年9月7日

各都道府県剣道連盟 御中

公益財団法人 全日本剣道連盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年11月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 令和3年11月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、七段の変更通知を10月30日（土）、六段の変更通知を10月31日（日）までに全日本剣道連盟に提出した者。

返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を11月6日（土）までに、全日本剣道連盟に提出した者。
- 2 剣道八段・七段・六段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を11月13日（土）までに全日本剣道連盟に提出した者。

※ 通常返金の申し出受けは、2週間前としておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係上、1週間前までの受付とさせていただきますのでご留意願います。

以上

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上